

土砂災害特別区域内にある

住宅から安全な土地への移転に係る費用を補助します。

市民の安全な生活環境の実現や居住環境の向上を図るために土砂災害特別警戒区域内にある既存不適格住宅に居住する所有者に対して除却費と移転費用の一部を補助いたします。

対象となる 危険な住宅

土砂災害特別警戒区域内にある建築基準法施行令第80条の3の規定に適合していない既存不適格住宅

補助内容

○既存不適格住宅の除却費用 (限度額 975千円)

○移転先の建設又は購入費にかかる借入金の利子相当額

※建物3,190千円、土地960千円 (限度額4,150千円)

ただし、他の目的をもつ市の補助制度等を同時に利用する場合には、その額を補助対象額から控除する。

対象者

土砂災害特別警戒区域に指定された日以前から居住する既存不適格住宅の個人所有者 (ただし、居住者が高齢者で借入が困難な場合には、その親族を加えることも可能ですが) ※市税の滞納がないこと

事前申込

令和7年4月1日から令和7年9月30日まで (令和7年度)

事業実施

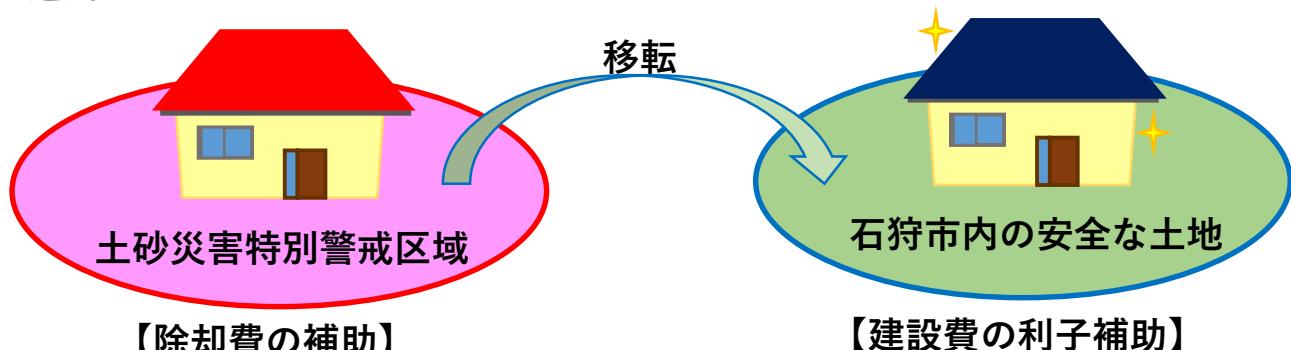
令和8年4月中旬から令和9年1月末日まで (令和8年度)

※この移転事業は前年度に事前申込が必要な2ヵ年の事業です。

※事前申込が多数の場合にはお断りする場合があります。

※危険な住宅の除却が必須です。

<適用イメージ>



Q & A

補助内容

質問：住宅の建設に係る利子補助の内容を詳しく教えてください。

回答：危険住宅に代わる住宅の建設や購入費、土地の購入費を金融機関等から借り入れた場合において、これらの借入金に関する利子相当額となります。

建物については3,190千円、土地については960千円の合計4,150千円が上限額となります。ただし、危険住宅を除却することが要件となります。

対象となる危険な住宅

質問：自分の住宅が対象となっているのか否か、どの様にしたら分かりますか？

回答：石狩市土砂災害ハザードマップ土砂災害警戒区域の図面において、著しく危害のある土地の区域として赤枠で囲まれた区域内にある住宅が対象となります。

対象住宅ごとに調査表も作成しておりますので、詳しくは建築指導担当に問合せをお願い致します。

対象者

質問：高齢を理由に金融機関からの借入れが出来ない場合、どの様にしたら補助金を活用できますか？

回答：一定の要件はございますが、いわゆる親孝行ローンと言われるものは可能となりますので、詳しくは建築指導担当に問合せをお願い致します。

質問：借家ですが、対象者になることは可能ですか。

回答：事前相談の時期までに、建物の所有権を取得することができれば、（見込みも可能）補助金が活用できます。詳しくは建築指導担当に問合せをお願い致します。

補助金の事業スケジュールと必要書類

年度	時期	手続き	内容
令和7年度	4月から 9月末まで	事前相談 事前審査	【事前相談】 <ul style="list-style-type: none">・建物所有者であることが確認できるもの・図面若しくは建物の写真・指定日や勧告日における、住民登録の有無が分かるもの・滞納が無いこと・移転先などの事業計画が分かるもの・事業の概算費用・その他
	10月初旬	抽選	希望者が多数の場合
令和8年度	4月中旬	移転事業者より 申請書の受付開始	【補助金の申請】 <ul style="list-style-type: none">・建物の登記簿、課税証明など・既存不適格住宅の図面及び建物の写真・住民票・経費内訳書（添付様式第1号及び第2号）・借入明細書及び除却費の見積書の写し・その他
	5月から 1月	事業の実施	<ul style="list-style-type: none">・移転先の建設・引越し・危険住宅の除却
	1月末まで	完了報告書の提出	【完了報告】 <ul style="list-style-type: none">・リサイクル法に関する書類・解体工事の請負契約書及び領収書・除却前後の写真・確認済証・検査済証・登記済証・契約書及び領収書・借入明細書等の証明書・その他
	2月末	補助金の支払い	